



# 福祉・健康



## 高齢者福祉サービス事業

- ☎ 東部保健福祉サービスセンター ☎82-0026
- ☎ 西部保健福祉サービスセンター ☎82-0073
- ☎ 中部保健福祉サービスセンター ☎82-0107
- ☎ 北部保健福祉サービスセンター ☎77-3000

事業	事業内容
緊急通報装置貸与事業	持病のある一人暮らし高齢者等に、緊急時にボタンを押すと登録された連絡先に、自動で通報する装置を貸与し、迅速な連絡・支援を図る事業です。
配食サービス事業	調理が困難な独居の高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、その安否確認を行う事業です。
訪問介護事業	介護予防が必要な高齢者や、虚弱な高齢者等の居宅を訪問して、介護予防または自立した生活ができるよう支援する事業です。
介護福祉金支給事業	要介護度3～5の高齢者の介護を、在宅で規定の日数以上行っている家族（介護者）に福祉金を支給します。
介護用品等支給事業	要介護度3～5の高齢者を介護する非課税世帯に、紙おむつ等の介護用品を支給する事業です。
高齢者等住宅整備助成事業	在宅の寝たきり等の高齢者の、日常生活の利便性を図るため住宅を整備する場合の費用の助成を行います。
徘徊高齢者家族支援サービス	在宅で生活する認知症高齢者の所在が分からなくなったとき、早期に発見できるようGPS装置を貸与する事業です。
介護予防通所事業	要介護状態になることを多様な面から予防し、高齢者の閉じこもりを防ぐために、通所により機能訓練や生活指導、食事、入浴等を日帰りで受ける事業です。
短期入所事業	介護予防のための日常生活の指導が必要な場合や、冠婚葬祭等での家族の不在中、独りで生活することが困難な方に、短期入所による支援を行う事業です。

## 福祉医療費給付金制度

- ☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係 ☎72-2101 (内線322)

### 給付金の内容

- ① 給付金は、医療機関等で支払われた医療費（保険診療分）の自己負担額から、1医療機関につき月額500円を差し引かれた額となります。同じ医療機関で、同月に入院と外来がある場合も、それぞれ負担金が差し引かれます。薬代については、同一の薬局で購入していても、処方箋を作成した医療機関ごとに負担金が差し引かれます。
  - ② 中学校3年生までの方については、県内の医療機関等の窓口で福祉医療受給者証を提示することにより、自己負担額が、1医療機関につき月額500円の上限ですみます。
  - ③ 定期健診、予防接種、入院時個室料、文書料等の保険診療以外のものは対象となりません。
  - ④ 医療費月額が高額となり、加入している医療保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、当該金額を差し引いた残りの金額となります。
  - ⑤ 給付金は診療月の2か月後（後期高齢者医療被保険者は3か月後）の月末日に指定の口座へ振り込みます。一部、内容の確認や医療機関の処理の遅延等により、2か月後（後期高齢者医療被保険者は3か月後）に給付されない場合もあります。振り込みに関する通知はしていません。
- ※認定されている受給資格によって、給付金の内容が異なる場合があります。



### マチを好きになるアプリ



# マチイロ

行政情報アプリ「i広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

＼自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん！／

1

役立つ行政情報を見逃さない!



2

自分に合わせた情報が届く!



3

いろいろなマチの魅力をお届け!



ダウンロードはこちらから






※「i広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとで負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

## ●こども福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いずれかの医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ◇0歳～中学3年生（15歳に達した最初の3月31日まで、4月1日生まれは前月末日まで資格があります）	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

## ●心身障害者福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いずれかの医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ◇身体障害者手帳3級以上 ◇療育手帳B1以上 ◇精神障害者保健福祉手帳2級以上 ◇障害年金1級 ◇特別児童扶養手当2級以上（20歳到達月の月末まで） ◇65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方 ※精神障害者保健福祉手帳2級以上の方は、通院分のみが給付金の対象となります。	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書、特別児童扶養手当認定通知書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

## ●母子家庭・父子家庭等福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有し、いずれかの医療保険に加入し、生活保護法による保護を受けていない方で、次の項目に該当する方 ◇18歳未満の児童を養育している配偶者のない母または父および児童 ◇父母のいない18歳未満の児童	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等）

## ●75歳以上低所得世帯高齢者福祉医療費給付金

対象者	手続きに必要なもの
市内に住所を有する75歳以上の市民税所得割を課せられていない世帯の方で、生活保護法による保護を受けていない方 ※こちらの資格に該当される方については、入院時の食事代は、給付金の対象外になります。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 振込先のわかるもの（預金通帳、カード等） <input type="checkbox"/> 転入などで課税状況が把握できない方は、住民税所得課税証明書等

## ●こんなときは届け出を

こんな場合に	持参するもの
住所・氏名が変わったとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者証
健康保険証が変わったとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証
振込口座が変わったとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 新しい預金通帳
転出される時	<input type="checkbox"/> 受給者証
死亡されたとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人の方の通帳
受給者証をなくしたり、汚したとき	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 身分証明書

## 施設案内

### ☎高年齢者・保険課高年齢福祉係

☎72-2101（内線334・335）

### ●高齢者福祉センター塩壺の湯「ゆうゆう館」

市内高齢者等の健康増進、教養の向上、入浴のための施設として、多くの皆さんにご利用いただいています。

所在地：米沢6841 ☎72-1515

泉質：ナトリウム－炭酸水素塩・硫酸塩・塩化物冷鉱泉

効能：神経症、冷え性、疲労回復、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、うちみ、痔疾、慢性消化器病、関節のこわばり、くじき、きりきず、皮膚乾燥症他

### ●ご利用案内

開館時間：午前9時～午後5時

入浴時間：午前10時～午後4時

休館日：月曜日、年末年始

利用できる方：市内在住の65歳以上の方、市内高齢者クラブ会員、市内在住の障害者手帳をお持ちの方

※付き添いが必要な方は、付添人も利用できます。

利用料金：無料

## 広告

老人介護 P111 E-2、P102 A-4

社会福祉法人 こまくさ福祉会 **白駒の森**  
医療法人 こまくさ会 **虹の森**

■特別養護老人ホーム 白駒の森  
茅野市ちの3000-1 TEL:82-7500


■介護老人保健施設(デイケア・短期入所) 虹の森  
茅野市ちの3094-6 TEL:73-2000

訪問看護、居宅介護支援 P104 C-5

一般社団法人茅野市訪問看護センター  
訪問看護ステーション **りんどう**

看護師がかりつけ医師の指示に基づいて、ご家庭を訪問して適切な看護サービスを提供します。ご利用者様は24時間365日連絡が取れる体制を整えています。安心してご相談・ご連絡ください。

■茅野市塚原2-5-45  
■TEL:0266-82-1234 ■FAX:0266-82-0188  
■営業時間/8:30~17:15 ■定休日/土曜、日曜、祝日、年末年始  
■URL:https://www.rindou-nurse.or.jp  
■介護・医療の各種保険がご利用できます。詳しくはご相談ください。個人のプライバシーはお守りします。



## 茅野市地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合的な相談・支援を行う機関です。

茅野市では、市役所内に本センター、4つの保健福祉サービスセンターをサブセンターとして設置しています。

センター名	担当地区	電話番号
茅野市地域包括支援センター（市役所内）	市内全域	72-2101
茅野市東部保健福祉サービスセンター	玉川・豊平・泉野	82-0026
茅野市西部保健福祉サービスセンター	宮川・金沢	82-0073
茅野市中部保健福祉サービスセンター	ちの・米沢・中大塩	82-0107
茅野市北部保健福祉サービスセンター	湖東・北山	77-3000

## 障害者・医療費助成

### ☎️ 地域福祉課障害福祉係

☎️ 72-2101（内線315・316）

☎️ 各保健福祉サービスセンター

障害のある方は、次の手帳の交付を受けているいろいろな福祉制度のサービスを受けることができます。

#### ● 身体障害者手帳

肢体不自由・視覚・聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障害がある場合、その程度により1級から6級までの区分があり手帳が交付されます。

#### ● 療育手帳

知的障害がある方には障害の程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があり手帳が交付されます。

#### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり、日常生活または社会生活の制約がある方に、その障害の程度により1級から3級までの区分があり手帳が交付されます。

## 補装具費の支給・修理

身体障害者手帳をお持ちの方は、身体上の障害を補うために障害の内容や程度により補装具の支給や修理が受けられます。労災保険等から交付される場合は、別の窓口です。また、介護保険該当者の方は、介護保険制度で支給される品目については、介護保険制度が優先されません。

この補装具費の支給を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要です。費用の自己負担額は1割となります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限額があります（本人または世帯員の方が市民税所得割の納税額が46万円以上の場合は支給対象外となります）。

**肢体不自由：**義手・義足・車いす・装具・歩行器・歩行補助杖（1本杖を除く）

**視覚障害者：**盲人安全杖・義眼・眼鏡

**聴覚障害者：**補聴器

**肢体不自由・言語障害者：**重度障害者用意思伝達装置  
※更生相談所等で判定を受けることが必要な場合があります。

## 自立支援医療

### ● 更生医療（18歳以上）と育成医療（18歳未満）

身体障害者手帳をお持ちの方で手術等によって障害が軽減され、機能が回復するような場合、更生医療または育成医療の給付が受けられます。

なお、育成医療は身体障害者手帳がなくても受けられます。医療費の自己負担額は1割になります。また、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

### 対象となる医療の主な例

ペースメーカー埋め込み術・バイパス術・人工透析・人工内耳埋め込み術・角膜移植術・人工関節置き換え術・免疫抑制療法等

### ● 精神通院医療

精神障害の治療のため、医療機関で外来治療を受けている方は、通院医療に要した医療費の自己負担額は1割になります。また、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

投稿しよう！

## 縄文フォトギャラリー

茅野市では「縄文」をテーマに撮影した写真を募集しています！

投稿フォームや募集要項の詳細は縄文プロジェクトホームページをご覧ください。

「茅野市縄文プロジェクト」で検索！

## 地域生活支援事業

☎地域福祉課障害福祉係 ☎72-2101 (内線315・316)

☎各保健福祉サービスセンター

事業	事業内容
日常生活用具の給付	身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方に、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行っています。介護保険該当の方は、介護保険で給付される品目について、介護保険制度が優先されます。この日常生活用具の給付を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要です。
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者、音声・言語障害者等が医療機関や学校、保育園等へ社会生活上で必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
地域活動支援センター	障害者および障害児（15歳以上）の皆さんに創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の機会の提供、生活に関する相談等を行います。 <b>ひまわりの里 宮川4297 ☎82-0035</b> 心の病を持つ方たちが通所し、生活体験や作業訓練などを通じて社会生活の適用を高めるとともに、働くことへの自信を深め、社会復帰の促進を図ります。
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者手帳（1級から4級）をお持ちの方が、自動車教習所等において普通運転免許を取得したときに要した費用の一部（免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円を限度）が助成されます。助成を受けようとする場合、運転免許取得後一月以内に申請してください（※所得制限があります）。
身体障害者用自動車改造費の助成	肢体不自由を有する障害者（上肢・下肢または体幹機能障害1・2級）が、就労等のため自らが所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、その費用の一部（10万円を限度）が助成されます。なお、本人の所得が基準額以内であることが必要です。助成を受けようとする場合、改造前にあらかじめ申請が必要です。
タイムケア	在宅の心身障害者等の保護者が一時的に家庭において介護できないときに、民間団体または近隣等の知人に委託し、介護をします（事前登録が必要）。
タクシー利用料金助成事業	在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児が通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する際に、その利用料金の一部を助成します。 <b>対象者：</b> 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 重度の知的障害者（療養手帳A1） ※ただし、自動車税の減免を受けている方や福祉施設入所者は対象になりません。 <b>助成額：</b> 880円券12枚/年・100円券120枚/年
障害者住宅整備費の助成	身体障害者（手帳1～3級所持者で65歳未満の方）が日常生活の一部を自力で行えるように、一定の条件で、既存の住宅を改良する場合の経費を助成します。介護保険該当の方は、介護保険制度の住宅改修が優先されます。
移動支援事業	屋外での移動が困難な方が、日常生活において必要となる外出等の際の移動を支援します。
声の広報の発行	視覚障害のある方に毎月1回、市広報紙をCDに録音してお届けします。利用される方はお申し込みください。
車いす用自動車の貸与	交通機関を利用することが困難な障害者が、外出する際に、車いすのまま乗れる自動車を無料で貸与します。
成年後見制度	判断能力が不十分な方（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、財産の取引など各種の手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ぶことのないよう法律面や生活面で本人を援助する方を選任し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援が受けられます。身寄りがなく、または親族等による申立が事情によりできないなどで、成年後見制度の利用ができない方について、市長が本人に代わり申立を行うとともに、経済的な理由から費用負担ができない方にはその費用を助成します。
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な寝たきりの身体障害者に対し、事業所が対象となる方のお宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。身体障害者手帳1・2級所持者または難病等患者の方で医師が入浴可能と判断し、この事業を利用しなければ在宅での入浴が困難な方が利用できます。
住宅整備費の助成	身体障害者（手帳1～3級所持者で65歳未満の者）が日常生活の一部を自力で行えるよう、既存の住宅を改良する場合の経費を助成します。
配食サービス	調理が困難な独居の障害者等に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、その安否確認を行う事業です。

茅野市



茅野市は、縄文プロジェクトを策定し、縄文を活かしたまちづくりを進めています。縄文に関心のある方で意欲のある方に「茅野市縄文ふるさと応援団」に登録いただき、個々の中で茅野市や縄文をPRしていただきます。

●活動の例●

- ・自分の名刺に登録ナンバーやロゴマークを印刷して茅野市をPRする。
- ・配布するピンバッジを常に身につけて茅野市をPRする。
- ・パンフレットやチラシを活用して茅野市をPRする。など

詳しくは、縄文プロジェクトホームページをご覧ください。

（「茅野市縄文プロジェクト」で検索。）

## 年金・手当

### 障害基礎年金

☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係  
☎72-2101 (内線326)

原則として、国民年金の被保険者や被保険者であった方が、病気やけがによって、初めて診療を受けてから1年6か月を経過後に、国民年金法に定める障害の状態になったとき支給されます。初診日前の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。または、初診日が2026年3月31日以前であるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料を滞納していないことが必要です。20歳以前のけがや病気による障害のある方に対しては、20歳から支給されます。

### 特別障害給付金

☎ 高齢者・保険課医療保険・年金係  
☎72-2101 (内線326)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある方に支給されます。

#### ●支給対象

- ◇平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ◇昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者  
当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。  
ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます（障害基礎年金などを受給することができる方は対象外です）。

### 心身障害者扶養共済

☎ 地域福祉課障害福祉係  
☎72-2101 (内線315・316)

障害のある方（児童）を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方（児童）に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

### 障害児福祉手当・特別障害者手当

☎ 地域福祉課障害福祉係  
☎72-2101 (内線315・316)

一定の条件に当てはまる方に対して支給される手当です。条件や制限などがありますので、担当課までお問い合わせください。

#### ●障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。また、特別児童扶養手当と併給ができます。

#### ●特別障害者手当

重度の重複障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

### 介護福祉金

☎ 地域福祉課障害福祉係  
☎72-2101 (内線315・316)

対象者	市内に住所を有する3歳以上の方で、常時複雑な介護を必要とする在宅の重度心身障害者を6か月以上介護されている方に支給されます。
支給額	年額50,000円（支給月12月）

## 各種検診（健診）事業

☎ 茅野市健康管理センター ☎82-0105

申込方法などは、各種検診のご案内、広報紙、市ホームページをご覧ください（申込まれた方には、詳細について後日通知します）。検診（健診）の種類によって、対象年齢等が異なります。詳細は、各種検診のご案内等をご覧ください。

#### ●検診の種類

- がん検診：**乳がん検診、子宮頸がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がんCT検診
- その他の検診：**結核胸部レントゲン検診、緑内障検診、歯周疾患検診、20歳の歯科健診、BC型肝炎検査
- 健康診査：**特定健診、40歳未満健診、75歳以上健診



### ビーナネットChinoで茅野市の情報発信中

ビーナネットChinoは茅野市公式のインターネット動画番組サイトです。茅野市の暮らしや文化などの魅力、市民のみなさまに役立つ情報を動画で配信しています。

<http://www.venusnet-chino.jp/>

ビーナネットChino

検索

## 福祉21ビーンズプランの推進

☎地域福祉課福祉総務係 ☎72-2101 (内線302)

福祉21ビーンズプランは、社会福祉を始め、保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具現化するために、計画的に推進していくことを目的としています。

このプランは、次の4つの「基本理念」によって構成され、市内の地域福祉課題を検討する中で、これからの「ねがい」としてまとめられたものです。

### ①一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命（いのち）が尊ばれ、社会の中で一人ひとりが主役となり、同じ茅野市民として、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら「共に生きる」ことができるまちをめざします。

### ②生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域の中で精神的にも社会的にも自立し、その人らしく暮らせるように、個人の生活を総合的にとらえ、保健・医療・福祉の専門職員を始め、市民全員と社会資源とが一体となって支援しあうネットワークを構築するためのシステムを確立します。

### ③ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。住民が地域福祉に関心を持つことによって、積極的に地域福祉活動へ参加できるようになり、ボランティアな支えあいの意識の基に、住民が主体で進めていく支えあいの活動を盛り上げていきます。

### ④全ての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

全ての人々が心豊かで快適に生活することができるまちにするために、様々な日常生活の不便を取り除き、居住環境・都市環境を整備し、子ども・家庭や障害者、高齢者が暮らしやすい障壁のないまちづくりを進めます。

## 食育の推進

☎茅野市健康管理センター ☎82-0105

人とのふれあい、自然とのかかわりをもって、生涯を通して市民の皆さん誰もが「元気もりもり」で過ごせるよう「元気もりもり食育プラン」があります。**ちのし**の3つの目標で、『「ち」「の」「し」で育てる元気で豊かな人づくり・地域づくり』を基本理念に、家庭を中心に、健やかな心身と豊かな人間性につながる食育を目指していきます。

### ①地域の食文化を大切に守り、伝えます

茅野市には、自然豊かな土地でとれた豊富な食材があります。四季おりおりの料理や家庭で食べ継がれてきた味を大切に、茅野市の食材や旬の味などを、次世代に伝えます。

### ②望ましい食生活で、健康長寿を目指します

生活習慣病予防のため、よくかむことや、適塩、野菜たっぷり、和食の取り入れをすすめ、ひとりひとりが自分の健康状態にあった食生活を実践することで、健康寿命の延伸を目指します。

### ③食でコミュニケーションアップを図ります

家庭や友達等と作る楽しさ、食べる楽しさを感じるとともに、食への感謝の気持ちをもち、コミュニケーションアップを図ります。



「元気もりもり食育プラン」推進キャラクター  
3人の栄養マン

## 広告

会社の工場・倉庫等に不要な物がございましたらご連絡ください♪

◆営業品目  
鉄・非鉄金属・廃エアコン・ボイラー・トランス  
家電雑品・廃車・バッテリー・大小型機械・重機・農機具 等々

高価買取いたします!!

株式会社 中島商事  
茅野市宮川1109-1 TEL/FAX 0266-78-6588  
◆古物商許可証 第481281500004号 ◆金属くず商許可証 第481281580005号